

## 令和4年度「小さな拠点づくり」取組状況の発信業務 仕様書

### 1 目的

「小さな拠点づくり」は、地域によって課題が様々であることや、地域運営の仕組みづくりという目に見えにくい取組であるため、県民の理解が進みにくい状況にある。

そこで、取組を進める地区の実践活動の内容等をしまねの郷づくり応援サイトで紹介することで、「小さな拠点づくり」の県民理解の促進や他地区の新たな活動の開始、充実につなげる。

### 2 委託業務名

令和4年度「小さな拠点づくり」取組状況の発信業務

### 3 委託期間

契約締結日から令和4年12月9日まで

### 4 委託料上限額

6,930千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額には、本業務を実施するために必要となる全ての経費が含まれるとともに、島根県との打合せに要する費用を含む。

### 5 委託内容

「小さな拠点づくり」に取り組む地区を取材し、しまねの郷づくり応援サイト (<https://satodukuri.pref.shimane.lg.jp/www/index.html> 以下「サイト」という。) に掲載する記事の作成等

#### (1) 取材地区数

県内150地区程度

(東部地区42、石東地区24、石央地区40、石西地区30、新たに取組を始める予定の地区等14)

#### (2) 作成記事等

- ・地区の紹介（代表する景勝地、伝統芸能など地域の特徴） 300文字程度を想定
- ・推進組織の設立や実践活動（買い物支援、配食サービス、高齢者支援、自主防災活動、草刈り等の生活支援、生活交通の支援等）を始めたきっかけ、実践活動の内容等 1地区あたり1～2つの活動、1活動あたり400文字程度を想定

- ・地区の状況や実践活動の様子がわかる写真（取材地区から提供を受けることも可とする。） 各1枚程度

### (3) その他

- ・記事については、県が別途指定する様式に作成すること
- ・記事の掲載は、別途サイト運用保守業者に委託して行う予定
- ・県又は市町村から地区代表者に事前に連絡した後、受託者が直接、取材調整を行うこと。また、各地区への記事内容の確認は受託者が行うこと。

## 6 制作物の納品等

本業務のために作成した記事及び写真（以下、「制作物」という。）については、CD-ROM等の記録媒体で島根県中山間地域・離島振興課に令和4年12月16日までに納品すること。また、記録媒体については必ずウイルスチェックを行ってから納品すること

## 7 著作権等

### (1) 著作権の帰属

- ①制作物については、全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）を県に帰属させるものとする。
- ②制作物に含まれる権利のうち、取材地区から提供を受けた写真など第三者の権利に係るものについては県への帰属を求めないが、県が制作物を利用する際に支障が生じないように、受託者の責任において予め権利関係を調整すること。

### (2) 二次利用

- ①制作物は、業務委託期間終了後においても、県が受託者の許可を得ることなく二次利用する場合がある。
- ②制作物に上記(1)②に規定する権利が含まれている場合は、受託者の責任によりあらかじめ2次利用についての許諾を得ておくこと。

(3) 上記(1)(2)の費用は委託料に含むものとする。

(4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で処理するものとし、島根県は一切の責任を負わない。

## 8 経理

(1) 受託者は、本委託事業の経理にあたっては、正規の帳簿を整備して委託費の支出及び委託事業により発生した収入をその都度記録すること等により、当該委託

費と他の事業経費との経理を明確に区分すること

(2) 領収書等支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと

## 9 その他

(1) 本業務の履行にあたって、実施内容を事前に協議するなど、島根県と十分な調整を行い遺漏のないよう円滑に実施し、また、迅速かつ効率的・効果的な実施を心がけること。また、委託期間において、定期的に島根県との業務打ち合わせを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

(2) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと

(3) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。

(4) この仕様書に定めのあるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。

(5) 契約に要する経費は受託者の負担とする。